

# 宇野重工株式会社 一般事業主行動計画（第3回）

平成17年4月に施行された“次世代育成支援対策推進法”に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日間の5年間

## 2. 内 容

### 目標1

産前産後休業や、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

令和2年4月～ 法に基づく諸制度の調査をする。

令和3年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。

### 目標2

子の看護休暇制度を拡充する。（子の対象年齢の拡大）

#### <対策>

令和2年4月～ 検討を開始する。

令和3年4月～ 制度導入する。

### 目標3

年次有給休暇の計画的付与日を増やす。

#### <対策>

令和1年度操業暦 計画的付与日 2日

令和2年度操業暦 計画的付与日 3日

労使協議の上 令和3年度の計画的付与日を4日計画し、令和6年度までに5日に増やす。

### 目標4

次世代育成支援対策として子供たちの職場見学や地域行事への協力・支援を行う。

#### <対策>

引き続き積極的に子供たちの工場・建設現場の見学、またスポーツ振興などに協力する。  
毎年「みえこどもの城キッズ☆おしごと広場へ」の参加する。